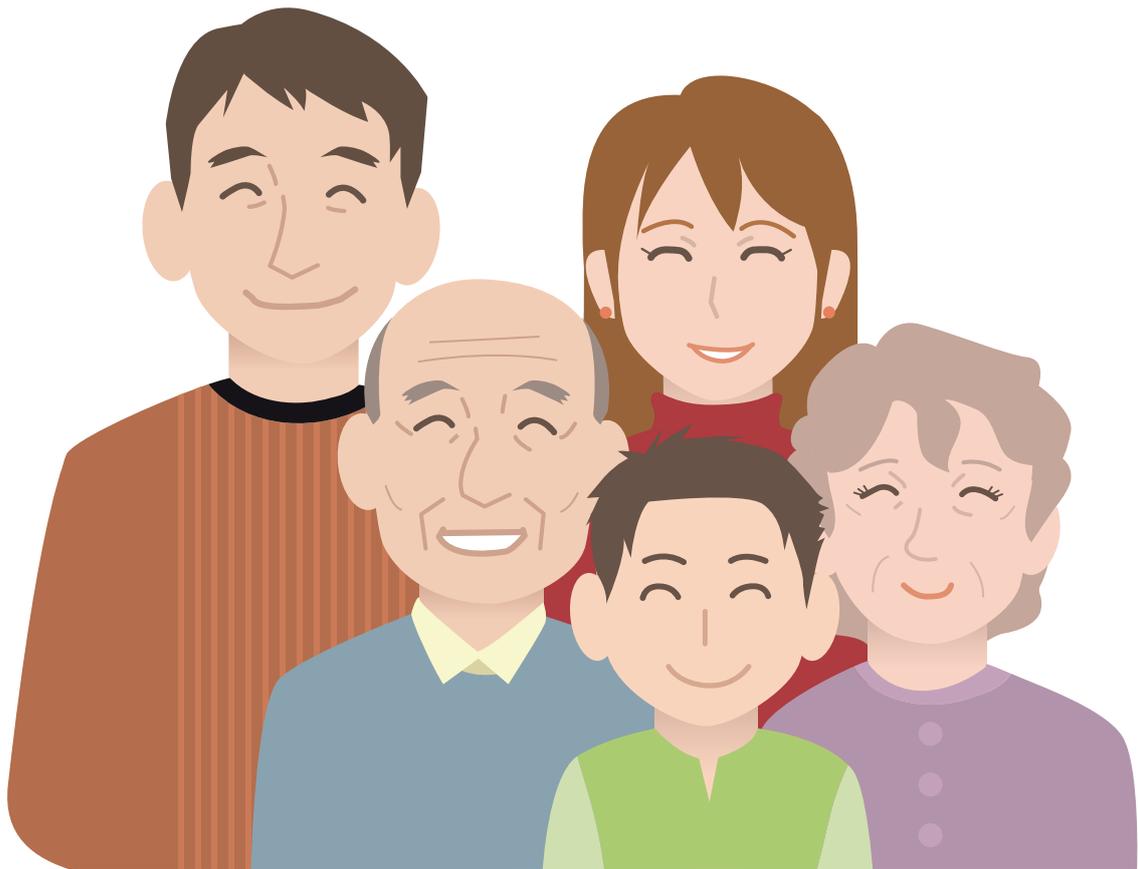


**国民年金・厚生年金保険
障害基礎年金・障害厚生年金
障害手当金**

平成 24年度版



日本年金機構

障害基礎年金はどんなときに受けられるの？

解説

障害基礎年金は、次の条件の全てに該当する方に支給されます。

1

20歳前、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（※用語の説明参照）があること。（ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます。）

2

上記 1 の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日（※用語の説明参照）において、障害等級表の1級または2級のいずれかの状態になっていること。（障害等級表については、7ページ参照）

※障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられることがあります。（8ページのQ1参照）

3

保険料の納付要件を満たしていること。（3ページ参照）

20歳前に初診日がある障害基礎年金について

3 の保険料の納付要件は不要です。

ただし、ご本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

ご存じですか？

年金を受けていない障害者の方を対象とした「特別障害給付金」制度があります。

●対象となる方

- ①昭和61年3月以前に国民年金に任意加入していなかった、厚生年金保険等に加入していた方の配偶者であった方、
- ②平成3年3月以前に国民年金に任意加入していなかった学生（※）であった方が、その当時の病気やけがなどが原因で、現在、一定以上の障害の状態にある場合です。

※対象となる学生の範囲など、制度の詳細については、お住まいの市区町村役場または年金事務所までお問い合わせください。

●支給額（平成24年度の額）

障害基礎年金の 1級に相当する方……月額49,500円
2級に相当する方……月額39,600円

※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

●給付金の支給を受けた方は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

●請求手続きは

住所地の市区町村の国民年金窓口です。なお、審査・認定・支給に関する事務は、日本年金機構が行います。

障害厚生年金はどんなときに受けられるの？

解説

障害厚生年金は、次の条件のすべてに該当する方に支給されます。

1

厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（※用語の説明参照）があること。

2

上記の① 病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（※用語の説明参照）において、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。（障害等級表については、7ページ参照）

※障害認定日においては障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合に障害厚生年金を受けられることがあります。（8ページのQ1参照）

3

保険料の納付要件を満たしていること。（3ページ参照）

用語の説明

初診日

初診日とは、障害の原因となった病気やけが（以下「傷病」といいます。）について、初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます。）の診療を受けた日をいいます。

・同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

障害認定日

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

障害手当金はどんなときに受けられるの？

解説

障害手当金は、次の条件のすべてに該当する方に、一時金として支給されます。

1

厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること。

2

上記①の傷病が、初診日から5年以内に治り（症状が固定し）、その治った日において、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が障害等級表に定める程度であること。（障害等級表については、7ページ参照）

3

保険料の納付要件を満たしていること。（下段参照）

保険料の納付要件とは？

保険料の納付要件とは、初診日の前日において、

①初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上であること。

となります。

ただし、初診日が平成28年4月1日前であって、初診日に65歳未満の場合は、①の特例として、

②初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がなければよいことになっています。

※初診日が、平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なりますので、年金事務所にご相談ください。

障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金の額はいくら？

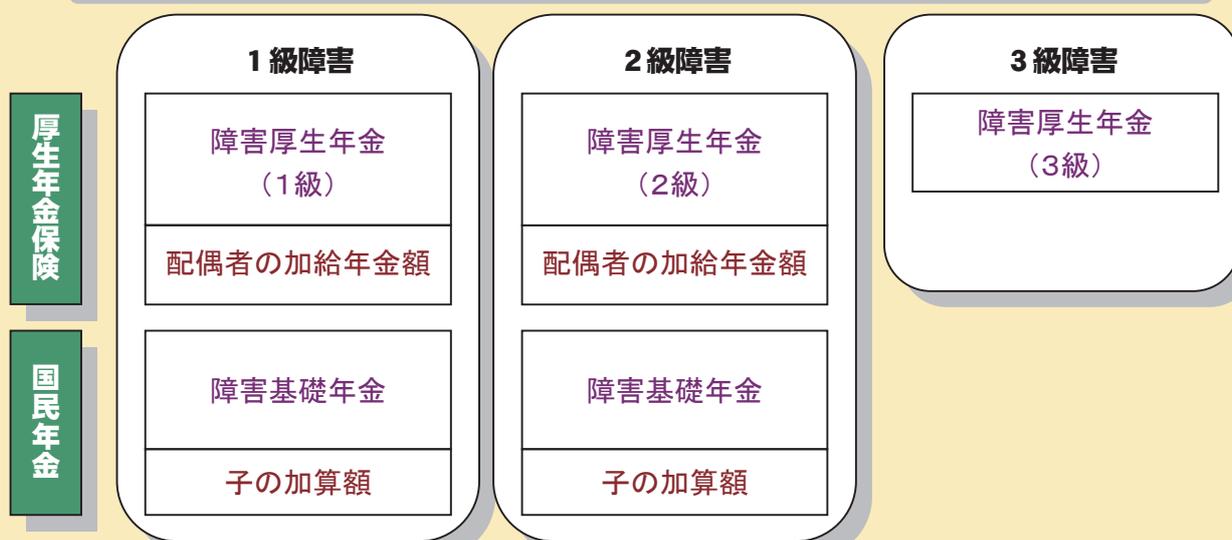
解説

1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金もあわせて支給されます。

3級の障害厚生年金及び障害手当金は、厚生年金保険独自の給付です。

障害の程度	支給される年金・手当金の額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1級障害	(報酬比例の年金額) × 1.25 + (配偶者の加給年金額)	983,100円 + 子の加算額
2級障害	(報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額)	786,500円 + 子の加算額
3級障害	(報酬比例の年金額) 589,900円に満たないときは、589,900円	—
障害手当金 (一時金として支給)	(報酬比例の年金額) × 2 1,150,200円に満たないときは、1,150,200円	—

年金の障害給付のあらまし



報酬比例の年金額は、次のように計算されます。

$$\text{報酬比例の年金額} = (A + B) \times 1.031 \times 0.978$$

物価スライド率

※障害手当金の額を計算するときは、1.031及び0.978を乗じません。

A：平成15年3月以前の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times 1 \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \times 3$$

B：平成15年4月以後の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬額} \times 2 \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数} \times 3$$

※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で除して得た額です。

※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を平成15年4月以後の被保険者期間で除して得た額です。

※3 被保険者期間が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。
また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎とはされません。

加給年金額と子の加算額：1・2級の障害基礎年金・障害厚生年金の受給権がある方が対象

	名称	加給される額	加算される部分	年齢制限
配偶者	加給年金額	226,300円	障害厚生年金部分	65歳未満であること(大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき226,300円	障害基礎年金部分	18歳到達年度の末日までの間にある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
子3人目から		1人につき75,400円		

【ご注意①】配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合に限る)または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

【ご注意②】平成23年3月までは障害年金を受ける権利が発生した時点で、要件を満たす配偶者や子がいた場合にのみ一定額が加算されておりましたが、平成23年4月から障害年金を受ける権利が発生した後に要件を満たす配偶者や子がいる場合にも加算されることになりました。

どの程度の障害の状態が障害年金等が受けられるの？

解説

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国民年金法施行令別表（1級・2級）、厚生年金保険法施行令別表第1（3級）および厚生年金保険法施行令別表第2（障害手当金）に規定されています（7ページ参照）。

その障害の状態の基本は、次のとおりです。

1級

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであります。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものであります。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけ
ないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、
家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

2級

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであります。この日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであります。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけ
ないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。

3級（厚生年金保険のみ）

労働が著しい制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものであります。

また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものであります。（「傷病が治らないもの」については、障害手当金に該当する程度の障害の状態がある場合であっても3級に該当します。）

障害手当金（厚生年金保険のみ）

「傷病が治ったもの」であつて、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものであります。

障害等級表

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

	障害の状態
障害の程度1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
障害の程度2級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも。 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

国民年金法施行令別表より

	障害の状態
障害の程度3級(厚生年金保険のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの 4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの 5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したのもの 6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したのもの 7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの 9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したのもの 10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの 11. 両下肢の十趾の用を廃したのもの 12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

厚生年金保険法施行令別表第1より

障害手当金(厚生年金保険のみ)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下に減じたもの 2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの 5. 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの 6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの 7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 9. 脊柱の機能に障害を残すもの 10. 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 11. 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの 12. 一下肢を3センチメートル短縮したもの 13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの 14. 一上肢の二指以上を失ったもの 15. 一上肢のひとさし指を失ったもの 16. 一上肢の三指以上の用を廃したのもの 17. ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したのもの 18. 一上肢のおや指の用を廃したのもの 19. 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの 20. 一下肢の五趾の用を廃したのもの 21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
-----------------	--

厚生年金保険法施行令別表第2より

障害年金 Q & A

Q 障害の程度が変わったときは？

Q 1. 障害認定日(2ページ参照)時点では、障害の程度は軽かったのですが、その後障害の状態が悪化しました。障害年金は受けられますか？

A 1. 障害認定日に1・2級(厚生年金保険は3級まで)の障害の状態になくても、その後65歳の誕生日の前々日までに**障害の状態が悪化し、1・2級(厚生年金保険は3級まで)になった場合は、ご本人の請求により、請求された月の翌月分から障害年金を受けられます。**これを事後重症制度といいます。

Q 2. 現在、障害厚生年金の3級を受けていますが、障害の状態が悪化しました。1級か2級に変更することはできますか？

A 2. **障害の状態が悪化したり、良くなった場合は、年金額が改定**されます。この改定は、ご本人の請求によるほか、年金を受けている方が、障害の状態の確認のため定期的に日本年金機構に提出しなければならない診断書によっても行われることがあります。

障害の状態が良くなって3級に該当しなくなった場合には、該当しなくなったときから年金の支給が停止されますが、65歳までに再び障害の状態が悪くなって3級以上に該当するようになった場合には、ご本人の請求により障害厚生年金の支給が再開されます。

Q 2つ以上の障害を受けたときは？

Q 3. 2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けていたのですが、その後、別のけがで障害が残りました。前後の障害をあわせて障害年金を受けられますか？

A 3. 1級または2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方(受けたことがある受給権者を含む)が、さらに別の傷病により1級または2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられる条件を満たした場合は、**前後の障害をあわせて障害の程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金が支給**されます。また、後の障害が3級以下の軽い障害のときには、65歳までに2つの障害をあわせて障害の程度が重くなった場合、年金額の改定請求ができます。

なお、3級の障害厚生年金を受けている方が、さらに別の障害になった場合に、前後の障害をあわせて2級以上の障害厚生年金を受けられるのは、後の障害の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中であり、保険料の納付要件を満たしている場合に限られます。

Q 障害年金以外に老齢年金や遺族年金の受給権があるときは？

Q 4. 夫が亡くなったことにより遺族厚生年金を受けていますが、2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けられるようになりました。どちらもあわせて受けることができますか？

A 4. 障害年金のほかに、老齢年金や遺族年金など他の年金を受ける権利があるときは、**どちらか一方の年金を選択**することになっています。

ただし、平成16年の年金制度改正により、平成18年4月から、**65歳以上の方は障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金をあわせて受けることができる**ようになりました。

Q 業務上の傷病によるときは？

Q 5. 工作中（業務上）にケガを負い、障害厚生年金を受けています。業務上の傷病の場合、障害厚生年金はどのようになりますか？

A 5. **労働基準法の規定による障害給付を受ける権利があるときは、6年間障害厚生年金の支給が停止**されます。

また、労働者災害補償保険法の規定による障害給付が行われるときは、**労働者災害補償保険法の給付の一部が減額**されます。

Q 障害手当金を受けられないときは？

Q 6. 老齢厚生年金を受給していますが、障害手当金を受けることはできますか？

A 6. 次の支給を受けられる方には、障害手当金は支給されません。

- ① 国民年金、厚生年金保険または共済組合の年金を受けられる方
- ② 労働基準法もしくは労働者災害補償保険法等により障害補償を受けられる方
- ③ 船員保険法による障害を支払事由とする給付を受けられる方

年金の額は、将来も変わらないの？

解説

障害基礎年金、障害厚生年金や障害手当金の額は、物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

見直された年金額は、その年の6月に受け取る分から翌年の4月に受け取る分までの年金に適用されます。

障害年金を受けるためには、どのような手続きがいるの？

解説

障害年金を受けるためには、年金の請求手続きが必要です。

請求の手続き先

障害基礎年金の請求先は、お住まいの市区町村役場です。障害厚生年金の請求先は、お近くの年金事務所です。

添付書類

請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書等の添付書類が必要となります。添付書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などにより異なりますので、**事前に年金事務所や市区町村役場でご相談**ください。

手続きの流れ

「年金請求書」を年金事務所や市区町村役場に提出します。

○日本年金機構において、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。



年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。

○お送りするのは、年金請求書の提出から、約3ヶ月後です。

※主治医に障害の状態を確認する必要がある等の理由により、3ヶ月半以上の時間を要する場合があります。

○パンフレットには、年金を受けている間にしなくてはならない届出などが説明してありますので、年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。

※障害年金を受けられない場合には、不支給決定通知書をお送りします。



年金証書の送付から約1～2ヶ月後に、年金のお支払いを開始します。

○年金請求時に指定された口座に振り込まれます。

○その後、偶数月に2か月分ずつ振り込まれます。

年金の受け取りの辞退

年金の受け取りは、ご本人からの申出により辞退をすることができます。

受け取りを辞退した年金は、ご本人の申出により、将来に向かっていつでも受け取りを再開することができます。

わからないことは、どこに問合せればいいのか？

解説

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターまたはねんきんダイヤルへ

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】

月～金曜日	午前8:30～午後5:15 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで延長
第2土曜日	午前9:30～午後4:00 (祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。
- 50歳以上の方は、年金見込額試算のお申込みができます。